受, 一人、	.卸														
		税	務	代理	権限	証書	ŧ	※整	理番号						
令和 4年 8月 9日 広島東税務署長 殿				氏名习	又は名称	税	理士治	法人 長	谷川会詞	H					
						広	広島県広島市西区庚午中2丁目11番1号								
			1 士	# 34 =		広島県広島市西区東十十2 J 日11番15 電話 082-272-5868									
又			ューは	1		広島県広島市西区庚午中2丁目11番1号 連絡先									
税理士		上法人													
						電話 082-272-5868									
				所属税理士会等		ž X	登録番		税理士 第	会			島西 支 585	部 号	
fú							-								
上記の 祝 理 工 を代理人と定め、下記の事項について、税理士法第2条第1項第1号に規定する税務代理を委 税理士法人 任します。															
過年分に										の年分等	\$(以下	「過年	 分」と	7	
関 す る 税 務 代 理	いいます。 委任してV											記の代	埋人に		
調査の通知に関する同意															
代理人が複数 ある場合にお ける代表する 代理人の定め	上記の代理人に税務代理を委任した事項に関しては、上記の代理人をその代表する代理人として 定めます。【代表する代理人として定める場合は□にレ印を記載してください。】														
	氏名又	は名系	小 一	「限会社 いきもの屋 1口 友紀雄											
依頼者				太島市中区八丁堀13-16-201											
の所在は				電話 082-222-3338											
1 税務代理の対象に関する事項															
※ 中 吉 に 徐 る も の			·。)	年 分 等											
				令和 年分											
I -	人 法 人 税 税 を 含	税 税・む むむ	/	自	令和	3年	7月	1 目	至	令和	4年	6月	30 目		
消费税及水			/	自	令和	3年	7月	1日	至	令和	4年	6月	30 日		
所得税(復興特別所得税を含む)			自	令和	3年	7月			令和	4年	6月	30 日			
※源泉徴収に係るもの 税 □						(法	定_	納期	限	到 来	分)				
税□															
税□															
税□															
9 その他の『															
	2 その他の事項 (1)上記1の申告書等の提出を電子申告にて行うこと。														
		. 3	- '	- / /		Ü									

他部門等回付

) 部門

(

※事務処理欄

部門

業種